

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年2月24日

- 1 契約の名称及び数量
旧筒井寮草刈業務
※詳細は別添仕様書のとおり
- 2 契約の相手方の選定基準
次に掲げる者であること
県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けたもの
- 3 契約の相手方の決定方法
 - (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
 - (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
 - (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
 - (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。
- 4 見積書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先 福祉医療部 障害福祉課
 - (2) 提出期限 令和5年3月7日（火）午後5時
 - (3) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
- 5 契約事務を担当する所属
奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係
住所：奈良市登大路町30
電話：0742-27-8514（ダイヤルイン）
FAX：0742-22-1814

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

旧筒井寮草刈業務委託仕様書

本仕様書は、旧筒井寮草刈業務委託に適用する。

1. 施行場所

旧筒井寮（大和郡山市丹後庄町423）の図示着色範囲

2. 履行期限

令和5年3月27日

※作業実施日については、事前に発注者と協議すること。

3. 施工内容

旧筒井寮の草刈

※雑草等を手刈り又は草刈り機を用いて除草し、刈り高5cm程度の仕上げ（運動場以外。運動場は3cm程度の仕上げ）とすること。ただし、敷地フェンス、樹木等破損又は損傷の恐れがある場所については、手刈りとする。また、敷地フェンスに付着したつる等の除去を行うこと。

※アスファルトやコンクリート、インターロッキング上の雑草についても、適切な方法で除去を行うこと。

※刈り取った雑草や作業により生じた廃棄物の処分は受注者が行うこと。

※その他、「別紙」を参照。

4. 使用器具・材料

受注者の負担にて用意すること。

5. 禁止行為

①除草剂等薬品の散布

②刈草の焼却

③不良刈刃等の廃品の投棄

6. 安全管理

作業状況及び使用する器具・材料等における安全管理を徹底するとともに人・建物・工作物への直接・間接的な被害を防止すること。なお、作業により、人・建物・工作物への直接・間接的な被害が発生した場合、受注者の責任により適切に処理すること。

7. 提出書類

(1) 記録写真

施工前後の状況を確認できるように、写真を撮影すること。

(2) 業務完了報告書

8. その他

本仕様書で定めのない事項または疑義が生じたときは発注者に確認すること。

(別紙)

【留意事項】

- ・刈り取った雑草等は完全に撤去すること。
- ・運動場西側駐車スペース付近の除草及び北側道路の除草に際して、駐車している車両に石等が飛散しないようパネル等で防御して作業すること。
- ・樹木の剪定は要しない。
- ・運動場北側の建物付近の花壇等については除草対象としない。

【作業内容の詳細】

(1) 敷地北側（正面玄関側。北側道路に接している面）【写真①②⑤】

- ① 道路に面して生えている雑草も全面除去
- ② 樹木の剪定は要しないが、樹木の根元付近の雑草も除去
- ③ 敷地フェンスに付着した、つる等の植物も除去
- ④ フェンス内の雑草も除去

(2) 敷地東側（ソーラー発電所隣接面）

- ① 側溝内部から生えている雑草も除去
- ② 敷地フェンスに付着した、つる等の植物も除去
- ③ 敷地フェンス周辺の樹木（幹周 5 cm 前後）も伐採。抜根は要しないが、根元周辺で切ること。

(3) 敷地西側（遊具ゾーン）【写真③④】

- ① 通路周辺の雑草を全面除去

(4) 敷地内東北側（敷地内通路）【写真⑥】

- ① 通路周辺の雑草を全面除去

(5) 運動場【写真⑦～⑩】

- ① 地面より 3 cm 程度に雑草を除去

(6) 敷地南西側【図 11】

- ① 雑草を全面除去
- ② 電柱支線に付着した、つる等の植物も除去

作業箇所および現地状況

【除草作業】

敷地北側、東側フェンス周辺 約122.5m

運動場 約1,102.5㎡(35m×31.5m)

その他敷地内 約600㎡

